

## 青森公立大学教職委員会規程

平成21年4月1日

規程第18号

(趣旨)

第1条 この規程は、青森公立大学教職委員会の設置、組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 青森公立大学の教職課程の円滑な運営を図るため、教職委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第3条 委員会の所掌事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 学部及び研究科の教職課程編成に関する事項
- (2) 教育実習の実施に関する学内及び学外との調整に関する事項
- (3) その他教職課程の運営に関し、次条に規定する委員長が必要と認める重要事項

(組織)

第4条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、学長が部局長会議の承認を得て指名するものをもって充てる。
- 3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 教職課程科目担当専任教員2名
- (2) 教務担当職員1名
- (3) 委員長が学部長及び研究科長と協議して指名した教職員若干名

(任期)

第5条 前条第3項第3号の委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(職務等)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、事務局教務学事グループにおいて処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。